

Ⅱ. 1 級建築施工管理技術検定 第二次検定

1. 第二次検定の受験資格と申込方法等

下表にあげる区分①～③のいずれかに該当する者は、第二次検定から受験できます。

【すでに1級建築施工管理技士の資格を取得済みの方は、再度の受験申込はできません。】

区分	資格	受験資格に応じて提出する書類・申込方法等
①	建築士法による一級建築士試験合格者で、なおかつP2～3の表に掲げる区分イ～ハのいずれかの受験資格に該当する者	<p>【申込受付期間】 令和3年1月29日(金)～2月12日(金)消印有効</p> <hr/> <p>新規受験申込</p> <p>P2～3の表に掲げる新規受験申込者の提出書類に下記書類いずれかのコピーを追加してください。 一級建築士免許証明書、一級建築士合格通知書 一級建築士免許証、一級建築士登録証明書</p> <p>再受験申込</p> <p>平成15年度以降、一級建築士試験合格者として学科試験免除として受験申込を行った実績のある方は、そのときの受験票または不合格通知のいずれかを添付すれば提出書類の一部を省略することができます。(P14～15参照)</p>
②	令和3年度1級建築施工管理技術検定第一次検定合格者 ただし、P2～3に掲げる区分イ～ハのいずれかの受験資格で受験した者に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・今年の第一次検定合格者は、第二次検定受験手数料の支払いによって手続きが完了します。 ・支払い方法は次の二つから選択してください。 (1)第一次検定合格通知書とともに送付される「コンビニ払込用紙」を使用して払込み (2)Webでクレジットカード決済 <p>【支払期間】 令和3年7月16日(金)～7月30日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度以降の第二次検定への受験申込は、再受験申込による手続きが可能です。(P14～15参照)
③	令和2年度1級建築施工管理技術検定学科試験の合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度に限り第二次検定を受験することができます。 ・この申込書一式は使用できません。本財団から6月上旬に送付する「前年度学科合格者専用申込書」により受験申込してください。

※P2～3に掲げる区分二の受験資格で受験し第一次検定に合格した場合、そのままでは、**第二次検定の受験資格を満たしていないため、今年度の第二次検定は受験できません**。翌年度以降、区分イ～ハのいずれかの受験資格に該当するときには、第二次検定への新規受験申込が可能です。